

○京都市消費生活条例第14条第1項の規定に基づく商品等表示基準

昭和56年1月8日

告示第206号

京都市消費生活条例第14条第1項の規定に基づく商品等表示基準

京都市消費生活条例第14条第1項の規定に基づき、包装食品の品質表示基準を次のとおり定める。

1 適用範囲

この基準は、別表に掲げる食品で、容器包装に入れられたもの(以下「包装食品」という。)に適用する。

2 表示事項

事業者が包装食品を供給するに当たって表示すべき事項は、別表に掲げる食品の区分に応じ、同表表示事項欄に掲げるとおりとする。

3 表示方法

表示の方法は、別表表示方法欄に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 食品の容器又は包装の見やすい箇所に印刷し、押印し、又はラベルをはり付ける等の方法によること。
- (2) 表示に用いる文字は、日本産業規格8ポイントの活字以上の大きさで、地色と対比的な色とすること。

4 実施時期

この基準は、昭和56年6月1日から実施する。ただし、農産物つけ物及び油で揚げた菓子に関する部分は、昭和56年9月1日から実施する。

附 則(平成8年12月26日告示第311号)

改正 平成9年5月22日告示第115号

(実施日)

- 1 改正後の基準は、平成8年12月26日(以下「実施日」という。)から実施する。

(経過措置)

- 2 充てん豆腐以外の豆腐、豆腐加工品及び生めん類のうち、実施日から平成11年3月31日までに製造され、加工され、又は輸入されるものについては、別表に定める事項のほか、次のいずれかに準じて製造年月日を表示しなければならない。
  - (1) 製造年月日 平成8年〇月〇日
  - (2) 8.〇.〇製造
  - (3) 1996.〇.〇製造
- 3 改正後の基準及び前項の規定にかかわらず、平成9年3月31日までに製造され、加工され、又は輸入される包装食品の品質表示については、なお従前の例によることができる。

附 則(平成9年5月22日告示第115号) 抄  
(実施日)

- 1 改正後の基準は、平成9年6月1日から実施する。

附 則(平成13年12月27日告示第361号)  
(実施日)

- 1 改正後の基準は、平成14年1月1日(以下「実施日」という。)から実施する。  
(経過措置)
- 2 改正後の基準にかかわらず、実施日までに製造され、加工され、又は輸入される包装食品の品質表示については、従前の例によることができる。

附 則(平成17年9月30日告示第326号)  
改正後の基準は、平成17年10月1日から施行する。

附 則(平成27年7月31日告示第284号)  
改正後の基準は、平成27年8月1日から施行する。

附 則(令和元年6月28日告示第207号)  
改正後の基準は、令和元年7月1日から施行する。

附 則(令和4年7月1日告示第218号)  
改正後の基準は、令和4年7月1日から施行する。

#### 別表

食品名	表示事項	表示方法
1 プレミックス類(ホットケーキミックス、天ぷら粉その他これらに類する調整粉をいう。)	1 使用上の注意	1 使用上の注意は、開封後の取扱方法、調理方法等を表示すること。
2 生めん類	1 なま、ゆで、むし等の別	1 なま、ゆで、むし等の別は、「なま(生)」、「ゆで」、「むし(蒸)」又は「油揚」の名称で表示すること。 ただし、なま、ゆで、むし等の表示が商品名又は品名に表示されているもの及びぎょうざの皮

		類にあつては、表示を省略することができる。
3 つくだ煮類及び煮豆	1 使用上の注意	1 使用上の注意は、開封後の取扱方法等を表示すること。
4 焼肉のたれ類	1 使用上の注意	1 使用上の注意は、開栓後なるべく早く食べる必要がある旨を表示すること。
5 ふりかけ類	1 使用上の注意	1 使用上の注意は、開封後の取扱方法等を表示すること。
6 緑茶	1 使用上の注意	1 使用上の注意は、開封後の取扱方法等を表示すること。
7 インスタントコーヒー	1 使用上の注意	1 使用上の注意は、開封後の取扱方法等を表示すること。
8 カレールウ	1 使用上の注意	1 使用上の注意は、開封後の取扱方法等を表示すること。
9 調理冷凍食品(食品表示法第4条第1項の規定に基づき食品表示基準が定められているものを除く。)	1 原材料配合割合 2 使用上の注意	1 原材料配合割合は、商品名に原材料の一部の名称が付けられた製品にあつては、当該原材料の配合時の標準配合比をパーセントの単位で単位を明記して表示すること。 2 使用上の注意は、解凍方法、調理方法等を表示すること。